

地方支部長、都府県支部長、地区協議会区長
正会員 各 位

公益社団法人日本水道協会
理事長 青木秀幸
(公印省略)

地震等緊急時における初動対応の迅速化に向けた
関係者の取組み強化について(通知)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会事業につきまして種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害や事故等が発生した際、「地震等緊急時対応の手引き」(令和7年3月改訂)(以下、「手引き」という)に基づき会員相互による応援活動が実施されているところですが、近年の災害対応の事例を踏まえると、被災水道事業体による速やかな応援要請と被災地への迅速な先遣調査隊及び現地調整隊の派遣が、円滑な応急給水・応急復旧、ひいては早期の給水確保につながるものと考えております。

つきましては、地震等緊急時における初動対応の迅速化に向け、現行の手引きの枠組みに則った上で、会員水道事業体、日本水道協会本部及び支部それぞれにおいて、更なる取組みの強化が求められる事項を下記のとおり通知申し上げます。

本年も出水期に伴い各地で水害の発生や大規模地震の発生が懸念されますので、関係各位におかれましては、水道界の災害対応力強化に向け、一層のご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 応援要請の迅速化等【会員水道事業体の取組み強化】

- 日本水道協会の応援の枠組みは、災害対策基本法等を前提とするものであり、応援活動の起点は、被災水道事業体からの情報連絡・応援要請となる。このため、被災水道事業体は、早期の給水確保に向け、都府県支部長等に対し時機を逸することなく応援要請を行うことが極めて重要である。

【参考】日本水道協会では、初動対応の更なる迅速化を支援するため、令和7年度から「応急給水活動費用保険」(水道賠償責任保険に自動付帯)を設け、応急給水活動に伴う費用に加え、派遣後の待機や派遣の取りやめに伴うキャンセル費用についても補償対象としている。

- 会員水道事業体においては、次の点について特にご留意いただきたい。
 - ・都府県支部等内における連絡先・連絡方法を平時から確認しておく(手引き p. 2)
 - ・応援要請の想定(断水想定区域ごとの給水車必要台数の目安等)を事前に立て、迅速な意思決定が可能な体制としておく(手引き p. 49)
 - ・応援受入マニュアルを整備しておく(手引き p. 59)

【参考】マニュアル等の策定・見直しに当たっては、「地震対策マニュアル策定指針」(R8.3 国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議官 G)を併せて参照

- 実際の応急活動に当たっては、被災水道事業体自身が施設復旧に傾注できる体制を構築することが早期復旧につながるため、応援受入れ後は幹事応援水道事業体に応急給水活動の指揮を任せるなど、速やかな体制構築が必要である(手引き p. 19)。

2. 先遣調査隊の派遣の迅速化等【支部の取組み強化】

- 被災都府県支部長等は、震度6(強)以上の地震が発生した場合、原則として、被災水道事業体に先遣調査隊を派遣する(手引き p.5)。
※震度6(弱)以下の地震又はその他の災害においては、被災水道事業体と協議の上、被災都府県支部長等の判断による。
- 先遣調査隊は、発災初期においては、被害概況の確認や応援要請の決定支援等に当たり極めて重要な役割を担うものであり、応援活動開始後は、幹事応援水道事業体として後続の応援隊の受入れや応援活動の差配など指揮命令系統の中核となる(手引き p.6 参照)
- このため、各地方支部及び都府県支部・地区協議会においては、迅速な先遣調査隊の派遣に向け、派遣手順の明確化(被災水道事業体との連絡調整、派遣水道事業体の決定方法等)や訓練等を通じた手順の確認など、平時における取組みの強化をお願いしたい。
- また、複数の市町村が広範囲に被災した場合には、広域的な応援活動(地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援)を円滑かつ効率的に実施するため、現地対策本部を設置することが想定される。設置場所の候補となる都府県支部長都市は、執務スペース、駐車場の確保などについて、平時から検討をお願いしたい。(手引き p.22～25)

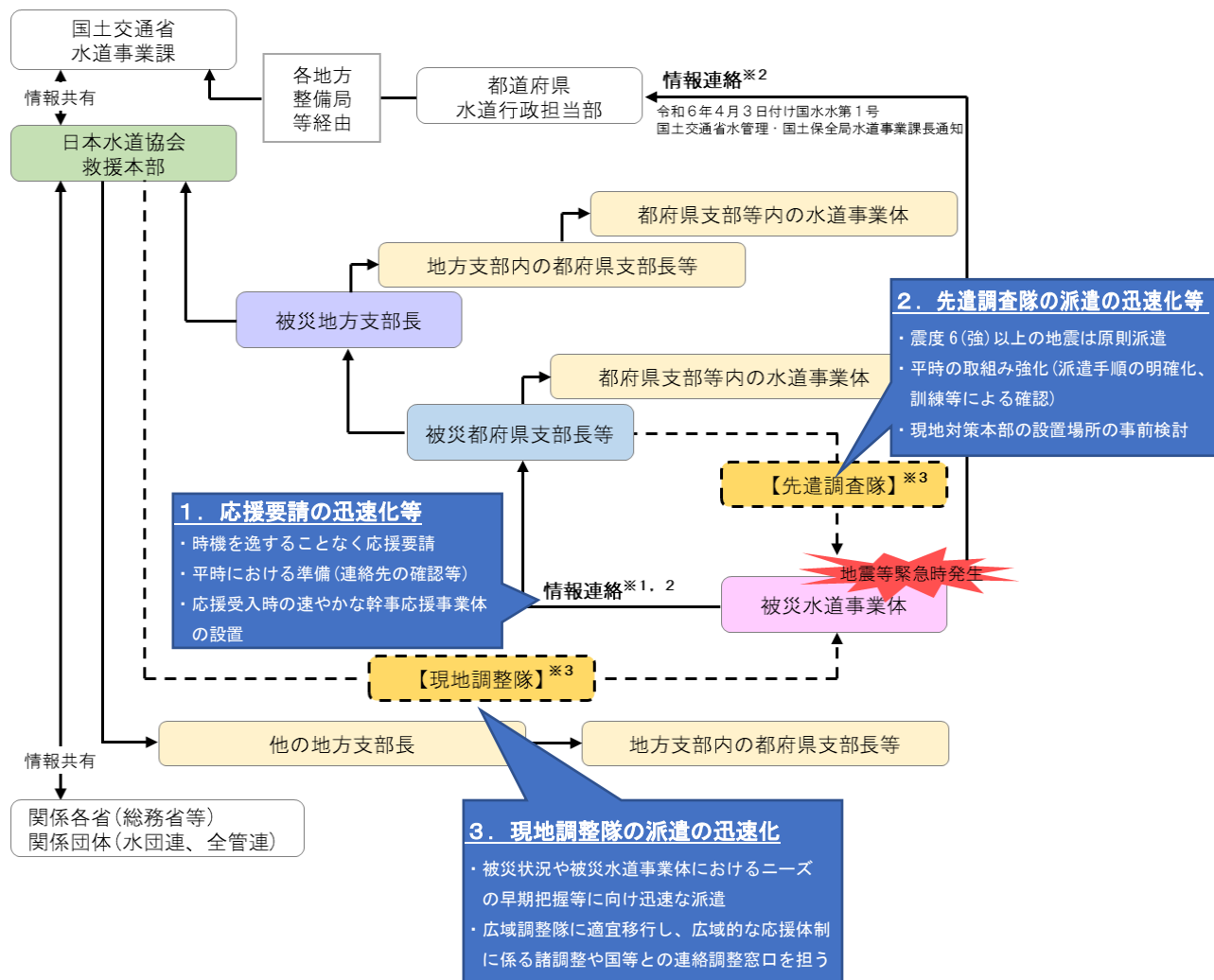
3. 現地調整隊の派遣の迅速化【本部の取組み強化】

- 現地調整隊は、震度6(強)以上の地震又はその他の災害等において、日本水道協会救援本部長(理事長)が必要と判断した場合、日本水道協会本部から被災地に派遣される隊であるが(手引き p.7)、被災状況や被災水道事業体におけるニーズの早期把握等に向け、これまで以上に迅速な派遣を行う。
- 具体的には、「日本水道協会救援本部長(理事長)が必要と判断した場合」の例として、以下の事象が想定される。
 - (1) 被災水道事業体が初動対応のため十分な連絡調整が行えない場合
 - (2) 被害の様相が甚大で、広域的な応援が想定される場合
 - (3) 被災地方支部長又は被災都府県支部長等から派遣を依頼された場合
 - (4) その他、被害状況及び被災水道事業体等の状況を踏まえ、早期の派遣が必要と判断される場合
- 応援活動が複数の地方支部にわたる大規模な活動となった場合には、現地調整隊は必要に応じて広域調整隊に移行し、広域的な応援活動に係る諸調整や国・県等関係機関との連絡調整窓口を担うことになる。

4. 関係機関との連携

- 応援活動に当たっては、関係機関との連携も重要となることから、日本水道協会本部では以下の団体と協定を締結している。会員水道事業体においては、手引き(p.232～237)を参照の上、支援スキームなどをあらかじめ確認いただきたい。
 - ・災害時における応急復旧活動の応援協力に関する覚書(全国管工事業協同組合連合会)
 - ・災害時における浄水用薬品の供給に関する協定(薬品関係工業会)
 - ・災害時における支援活動に関する協定(独立行政法人水資源機構)
 - ・災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会)
 - ・災害時における水道コンサルタントの情報提供に関する協定(全国上下水道コンサルタント協会)

<迅速な応援体制の確立に向けた関係者の取組み強化 イメージ>



(手引き p.3 図 3-1 (こ一部追記))

<参考>地震等緊急時対応の手引き(令和7年3月改訂)

http://www.jwwa.or.jp/info/jishin_kunren_top.html

【担当】

総務部総務課 にしゅう つしま 二宗・對馬

TEL 03-3264-2281

E-mail soumu@jwwa.or.jp